

平成20年12月15日

社団法人 金融先物取引業協会

外務員の処分について

本協会は、本日、本協会の会員に所属する外務員に対し、金融商品取引法第64条の5及び外務員の登録等に関する規則第11条第1項に基づき、下記のとおり処分を行いました。

記

I 株式会社パンタ・レイ証券

1. 処分対象外務員が所属する会員名

株式会社パンタ・レイ証券

2. 処分対象外務員の役職名

F X事業部部員

3. 法令等違反行為の概要

F X事業部部員は、その業務に関し、平成19年8月にロスカットされたことなどにより生じた外国為替証拠金取引に係る顧客の損失及び逸失利益について、顧客より財産上の利益を提供するよう要求を受け、独断でこれに応ずる旨を約束し、同19年9月5日、同月10日及び同年10月9日の3日間、計6回にわたり、管理端末に架空の新規・決済注文を入力することで決済益を出す方法、又は約定データの単価を変更して決済損を少なくする方法により、計12,580,000円の財産上の利益を提供した。

F X事業部部員の行った行為は、金融商品取引法第39条第1項第3号（ただし、平成19年9月29日以前の行為については、金融先物取引法第76条第9号に基づく金融先物取引法施行規則第25条第3号）、金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則第4条及び金融先物取引業務取扱規則第3条に違反するものであり、当該外務員は金融商品取引法第64条の5第1項第2号に該当すると認められること。

4. 処分内容

外務員の職務停止6週間

II サクセット株式会社

1. 処分対象外務員が所属する会員名

サクセット株式会社

2. 処分対象外務員の役職名

管理部係長代理

3. 法令等違反行為の概要

当社が行っている店頭外国為替証拠金取引業務において、当社が顧客に対して交付している契約締結前交付書面等に記載された方法と異なり、取引通貨の売付け及び買付けの価格の双方があるにもかかわらず、顧客に対してこれらを同時に提示しておらず、値決め担当者が売付け及び買付けの価格を任意に決定している状況にあった。

こうした状況の中、当社の値決め担当者である管理部係長代理は、平成19年5月から同年6月頃、為替相場が円安傾向にあったため、顧客が行ったニュージーランドドル／円の通貨取引（以下「本件NZドル／円取引」という。）の買建てについて、反対売買を行ったならば、利益を得ることができると認識した。

管理部係長代理は、上記記載の業務状況にあつて、通常、顧客からの注文を成行で受注していたことを奇貨として、上記記載の認識に基づき行った本件NZドル／円取引の反対売買について、顧客との間の取引は、当社のカバー取引先（以下「当社カバー先」という。）の提示レート（対顧客との間の値決めにおいて当社が参照するとしている価格）より大幅に低い価格で約定処理を行う一方で、当社カバー先との間の取引は提示レートで約定することにより、対顧客と対当社カバー先との取引による差額分を当社に帰属させることを企図した。

管理部係長代理は、上記記載の企図のもと、平成19年6月12日から同月15日にかけて、当社の各営業員に対し、本件NZドル／円取引の買建てに係る仕切り売り希望の有無を確認するよう指示し、かかる指示を受けた営業員が取引の勧誘を行った。この結果、売付け及び買付けの価格の双方があるにもかかわらず、顧客に対してこれらを同時に提示することなく、46顧客から仕切り売り注文（成行）を受注し、当社カバー先が提示する価格より、さらに1通貨単位当たり約4円から2円低い価格で約定した。

一方、管理部係長代理は、当該約定後、当社カバー先における仕切り売りを提示レートで行うことにより、当社は対顧客と対同社カバー先との取引の差額として、売買益48,526,300円（同社が顧客に説明しているスプレッド、手数料を除く。）を取得した。

管理部係長代理の行った行為は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第20号（ただし、平成19年9月29日以前の行為については、金融先物取引法第77条第2号に基づく金融先物取引法施行規則第25条の2第3号）、金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則第4条及び金融先物取引業務取扱規則第3条に違反するものであり、当該外務員は金融商品取引法第64条の5第1項第2号に該当すると認められること。

4. 処分内容

外務員の職務停止3週間